

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
職員の定年とその退職金等特例に関する規程

昭和51年10月 1日制定

令和 6年 8月 9日一部改正

この規程は、春日市社会福祉協議会（以下「本会」という）の職員の定年と退職金等について定める。

第1条 職員が退職しようとするときは、原則として30日以前に退職願を所属長を経て会長に提出し、退職の決定があるまでは従前の業務をしなければならない。

第2条 職員が退職（死亡の場合を含む。）したときは、その者の退職時の給料月額（給料月額額の30分の1）に次の各号の定めるところによって乗じて得た額を退職金として支給する。

- (1) 勤続 3年未満の者については、1年につき 5日分
- (2) 勤続 5年未満の者については、1年につき10日分
- (3) 勤続10年未満の者については、1年につき15日分
- (4) 勤続15年未満の者については、1年につき20日分
- (5) 勤続20年未満の者については、1年につき25日分
- (6) 勤続20年を越える者については、1年につき30日分

2 前項の勤続期間の計算は、年による。

第3条 職員の定年は、満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

2 年齢60歳（年齢60歳に達した日以後における最初の3月31日までの者）に達した職員の定年までの退職金は、前条第1項各号の計算による60歳の年までの退職金支給額と、その翌年から定年までの期間の給料及び定年前手当の日額（給料及び定年前手当の月額額の30分の1）を前条第1項各号の計算によって得た額の合計額とする。

第4条 本会会長が必要と認めた者については、嘱託として再雇用することができる。

第5条 職制若しくは定数の改廃又は、予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、本会会長の承認を得た者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料月額額の30分の1）に、その者の勤務期間を次の各号の定めるところによって計算した 日数を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 勤続 3年未満の者については、1年につき 5日分
- (2) 勤続 5年未満の者については、1年につき10日分
- (3) 勤続10年未満の者については、1年につき15日分
- (4) 勤続15年未満の者については、1年につき20日分
- (5) 勤続20年未満の者については、1年につき25日分

2 前項の勤続期間の計算は、年による。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 9 日から施行する。